

## DVやストーカー被害等で住所を知られたくないとき

### 11 支援措置

制度内容	配偶者からのDVやストーカー被害に遭われた方、児童虐待またはそれに準ずる行為の被害者で、住所を異動しても探されて被害を受ける恐れがある方からの申出により、加害者への住民票や戸籍の附票の発行及び閲覧の制限を行います。
対象者	(1) 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある方 (2) ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがある方 (3) 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがある方 (4) その他(1)から(3)までに掲げる方に準ずる方 であり、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の相談機関に対し、DV等の被害の相談を行っている方
必要なもの	ご本人であることが確認できるもの 例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等 あれば 保護命令決定書(写し) ストーカー規制法に基づく警告等実施書面 等
お問い合わせ先	市民課 登録係（本庁1階） ☎573-1020

### 12 支援措置者の現住所漏洩防止

制度内容	支援措置者の住民税が給与から特別徴収される場合に、DV加害者等に現住所が漏洩することがないように、納税通知書等の住所欄を空欄にします。
対象者	住民税が給与から特別徴収される支援措置者
必要なもの	特になし
お問い合わせ先	市民税課 市民税第一係（本庁2階） ☎525-3791

## 13 税証明書の交付等の制限

制度内容	支援措置者の税証明等交付の際に、DV加害者等に個人情報漏洩することがないように、税証明等の発行を差し止めます。 (市民課への支援措置申出による)
対象者	税証明等の発行対象となる支援措置者
必要なもの	特になし
お問い合わせ先	市民税課 税制係（本庁2階） ☎525-3713